

お知らせ

令和6年度から介護給付費通知を廃止します



介護給付費通知は国の給付費適正化事業として、毎年12月にサービス利用者へ送付していましたが、国による事業の見直しに伴い、今年度から廃止します。

介護サービスの利用実績は、各サービス事業所から交付される請求書などでご確認ください。

☎高齢介護課介護担当 (☎ 594-5540)

北本駅東口エレベーターを工事します

北本駅東口エレベーターの工事を行います。作業中はエスカレーターまたは階段をご利用ください。

期 12月12日(木)～13日(金)
9:00～17:00

☎総務課資産管理担当 (☎ 594-5509)

令和6年度上半期の財政状況を市ホームページに掲載しました

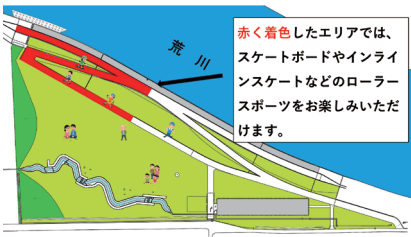
市では年2回、財政状況を公表しています。

令和6年度上半期(4月1日～9月30日)の状況について、市ホームページに掲載しましたのでご覧ください。

☎財政課財政担当 (☎ 594-5512)



水辺プラザにローラースポーツエリアを常設します



北本水辺プラザ公園でローラースポーツ(スケートボード、インラインスケートなど)をお楽しみいただくため、園内にローラースポーツエリアを常設しました。

設置場所 北本水辺プラザ公園(北本市荒井)

ご利用の際は、他の公園利用者の迷惑にならないよう、ご協力をお願いします。

☎都市計画課公園担当 (☎ 594-5547)



子育て世帯の皆さんへ 児童手当拡充に伴うお知らせ

児童手当の拡充

- 令和6年10月から、児童手当が次の通り改正されました。
- ① 所得制限の撤廃
 - ② 高校生年代までの支給期間延長
 - ③ 第3子以降の手当額を3万円へ増額
 - ④ 第3子以降の算定に含める子を22歳年度末まで延長
 - ⑤ 支払月を隔月(年6回)へ変更

☎子育て支援課子育て支援担当 (☎ 594-5537)

◆児童手当支払通知書は廃止

これまで2・6・10月の定期支払時に送付していた支払通知書は、児童手当拡充後の12月支払時より、廃止します。

◆制度拡充に伴う手続きは3月まで

児童手当拡充に伴い、児童手当を受給するために申請が必要となる場合があります。申請が必要な人は、**令和7年3月31日(月)までに必ず申請**してください。

※期限までに申請がないと手当を受給できない月が発生します。

※既に申請済みの人は、対応不要です。

※別居している高校生年代の児童を養育している人は、市へご連絡ください(申立書の提出が必要です)。



〈広告〉

お正月前の昼替え

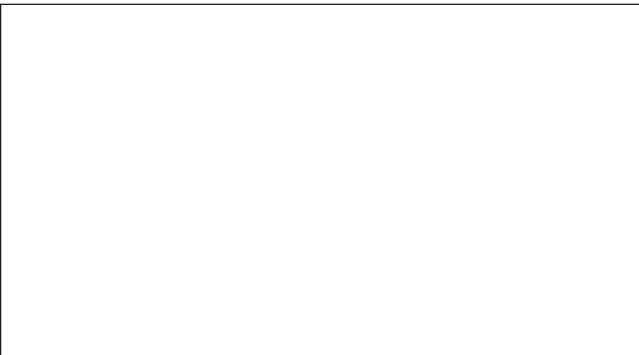
お早めに

岩崎 豊店(有)

朝お預かり 夕方お届け

☎048-591-1766

北本市東間 2-230-1



明るい選挙の実現にご理解・ご協力を

選挙管理委員会事務局
(☎ 594-5510)

◆明るい選挙啓発ポスター展

市内の小中学生が描いた明るい選挙を呼びかけるポスターを展示します。

期 12月10日(火)～19日(木) 8:30～17:15 場 市役所

※15日(日)を除く。14日(土)・19日(木)は12:00まで



◆寄附の禁止

-政治家は贈らない!有権者は求めない!-

政治家(現に公職にある者、候補者または候補者になろうとする者)が選挙区内にある人や団体に金品を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも禁止されています。明るい選挙・お金のかからない選挙を実現するため、ご理解とご協力をお願いします。

上記の寄附のほか、政治家が選挙区内にある者に対して、年賀状や暑中見舞いなどのあいさつ状(電報を含む)を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。詳細は市ホームページをご確認ください。

禁止される寄附の例

入学祝い・卒業祝い 	運動会やスポーツ大会への 飲食物の差し入れ 	お中元・お歳暮 	結婚祝い・香典
町会の集会や旅行等の 催し物への寸志や 飲食物の差し入れ 	病氣見舞い 	お祭りへの 寄附や差し入れ 	落成式・開店祝いの 花輪
			葬式の花輪、供花

上記の寄附のほか、政治家が選挙区内にある者に対して、年賀状や暑中見舞いなどのあいさつ状(電報を含む)を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。詳細は市ホームページをご確認ください。

年末年始の火災予防

- ①火気・電気機器を使用するときは取扱説明書を見る。
 - ②子どもの近くにライターやマッチを置かない。
 - ③コンロなどを使用するときはそばを離れない。
 - ④火気の周りに燃えやすいものは置かない。
 - ⑤寝たばこはしない。
 - ⑥不要なプラグは抜き、たこ足配線はしない。
 - ⑦電源コードを束ねたり、重たい物を下敷きにして使用しない。
 - ⑧コンセント周りを掃除する。
 - ⑨ストーブに給油するときは必ず火を消してから行う。
 - ⑩外出時や就寝時は電源を消す。
- ☎埼玉県中央広域消防本部予防課 (☎ 048-597-2004)

冬の交通事故防止運動 12月1日(日)～14日(土)



11月1日から自転車の酒気帯び運転や、自転車運転中の携帯電話の使用等の行為が懲役または罰金の対象となりました。

12月は飲酒機会が増加します。人も車も自転車も、交通ルールとマナーを守り、交通事故を防止しましょう。

☎くらし安全課交通・防犯担当 (☎ 594-5522)

施設の休館日

12月8日～令和7年1月7日

12月23日(月)・30日(月)
～令和7年1月3日(金)

・文化センター ・中央図書館

12月23日(月)・28日(土)
～令和7年1月3日(金)

・地区公民館 ・勤労福祉センター
・コミュニティセンター
・学習センター
・体育センター
・健康増進センター
・総合公園 ・子供公園
・サンアメニティ北本キャンプフィールド

12月29日(日)～
令和7年1月3日(金)

・総合福祉センター

〈広告〉

補聴器のご相談は

☎048-577-4080

認定補聴器専門店

相談室ライカへ

北本市本町6-33-1北栄ビル102

営業時間午前9時～午後5時(月曜定休)

他店で購入した補聴器も修理点検・再調整を行っています

認定補聴器技能者

柴田 治のお店

取り扱いメーカー Phonak WIDEX GN Oticon Signia